

## 茨木市森林整備地域活動事業補助要綱

### (目的)

第1 この要綱は、森林の有する多面的機能を十分に発揮させるため、森林所有者等が市内で行う森林整備事業に対し、市が補助金を交付することにより森林経営計画等による計画的かつ適切な森林整備の推進を図ることを目的とする。

### (補助対象者)

第2 補助金の交付対象となるものは、林業・木材産業循環成長対策交付金実施要領（令和5年3月30日付け4林政経第899号林野庁長官通知）に定める対象森林において、森林経営計画の作成促進等の地域活動の着実な推進を図るため、市長と協定を締結し、これに基づき地域活動を行うものとする。

### (協定の締結)

第3 第2の協定（第3において「協定」という。）を締結しようとするものは、市長と事前に協議を行った上で、森林整備地域活動実施協定の締結（変更）申出書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に協定の締結の申出を行わなければならない。

(1) 協定書（案）

(2) 森林整備地域活動実施計画書（様式第2号）

(3) 「森林経営計画作成促進」、「森林境界の明確化」、「森林所有者の探索」、「森林経営計画作成・森林境界の明確化に向けた条件整備」を実施する区域及び森林経営計画の策定を目指す区域を示した図面

2 市長は、前項の規定による申出があったときは、その内容を審査し、これに同意するときは申出者に対し協定の締結の同意書（様式第3号）を交付し、協定を締結するものとする。

3 協定を締結したものは、協定の内容を変更するときは、森林整備地域活動実施協定の締結（変更）申出書にその理由及び変更内容を明記した書面を添えて市長に提出し、その同意を得なければならない。

### (補助対象経費及び補助金額)

第4 補助の対象となる経費及び補助金の額は、別表のとおりとする。

### (補助金の交付申請)

第5 補助金の交付を受けようとするものは、茨木市森林整備地域活動事業補助金交付申請書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて指定された期日までに市長に申請しなければならない。

- (1) 森林整備地域活動実施計画書の写し
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要と認めるもの  
(補助金の交付決定)

第6 市長は、第5の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたものについて予算の範囲内において補助金を決定し、申請者に対し茨木市森林整備地域活動事業補助金交付決定通知書（様式第5号）により通知する。

（変更の届出）

第7 補助金の交付を申請したものは、補助金の交付決定通知後において当該事業計画の内容を変更しようとするときは、第5に準じて茨木市森林整備地域活動事業補助金交付変更承認申請書（様式第6号）に変更の内容が分かる書類を添えて提出し、市長の承認を受けなければならない。

2 前項の変更承認申請があった場合、市長は、第6に準じて決定の内容を変更し、茨木市森林整備地域活動事業補助金変更承認通知書（様式第7号）により申請者に通知する。

（実績報告）

第8 補助金の交付の決定を受けたものは、事業終了後、茨木市森林整備地域活動事業補助金実績報告書（様式第8号）に次に掲げる書類を添えて指定された期日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書
- (2) 収支決算書
- (3) その他市長が必要と認めるもの  
(補助金額の確定等)

第9 市長は、第8の実績報告書の提出があったときは、報告書の内容を審査するほか、必要に応じて現地調査等を行い、適当と認めたときは交付すべき補助金の額を確定し、茨木市森林整備地域活動事業補助金確定通知書（様式第9号）により報告書を提出したものに通知する。

（補助金の交付請求）

第10 第9の補助金確定通知書を受けたものは、茨木市森林整備地域活動事業補助金交付請求書（様式第10号）を市長に提出し、補助金の交付を請求しなければならない。

（補助金の交付）

第11 市長は、第10の規定による補助金の交付請求を受け付け、審査の上、適当と認めたときは、当該請求者に補助金を交付する。

(立入検査)

第12 市長は、補助金の執行の適正を期し、補助事業の円滑な推進を図るため、その職員に、補助対象の施設若しくは事務所に立ち入り、事業の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問若しくは必要な指示をさせることができる。

(帳簿等の整備)

第13 補助金の交付を受けたものは、当該補助事業に係る収入及び支出に関する帳簿並びに証拠書類を常に整備しておかなければならない。

2 補助金の交付を受けたものは、市長から前項の帳簿等の提出の指示があったときは、当該帳簿等を速やかに提出しなければならない。

(書類の保存)

第14 補助金の交付を受けたものは、当該補助事業の施行に関する書類及び帳簿等を、当該補助事業が終了した年度の翌年度から起算して10年間保存しなければならない。

(補助の取消し等)

第15 市長は、補助金の交付を受けるものあるいは受けたものが次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を交付せず、若しくは減額し、又は全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 虚偽その他不正な行為により補助を受け、又は受けようとしたとき。

(3) 市長の承認を受けずに事業を変更し、若しくは中止し、又は事業の遂行の見込みがないとき。

(4) 当該事業支出額が予算額に比べて減少したとき。

(5) その他市長が不相当と認めたとき。

(市長の指示)

第16 市長は、補助金の使用について、必要な指示をすることができる。

附 則

この要綱は、平成25年7月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成26年10月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の茨木市森林整備地域活動事業補助要綱の規定は、

この要綱の実施の日以後に交付の決定を受けた補助金について適用し、同日前に交付の決定を受けた補助金については、なお従前の例による。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成27年8月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の茨木市森林整備地域活動事業補助要綱の規定は、この要綱の実施の日以後の申請に係る補助について適用し、同日前の申請に係る補助については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年6月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から実施する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 改正後の第14の規定は、令和8年4月1日以後に交付申請がなされる補助金に係る書類について適用し、同日前に交付申請がなされた補助金に係る書類については、なお従前の例による。

別表

補助対象経費		補助額
「森林経営計画作成促進」に要する経費	1 森林経営計画作成促進の地域活動	積算基礎森林面積1ヘクタールにつき、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める補助単価を乗じた額とする。 (1) 経営委託 19,000円 (内訳 森林計画作成4,000円+間伐促進15,000円) (2) 共同計画 4,000円 (3) 間伐促進 15,000円
	2 不在村森林所有者加算	不在村森林所有者に対する合意形成活動を行った場合に、合意形成活動を行った不在村森林所有者の所有森林面積1ヘクタールにつき、7,000円を1に加算する。
「森林境界の明確化」に要する経費	1 森林境界の明確化の地域活動	積算基礎森林面積1ヘクタールにつき、次に掲げる区分に応じて定める補助単価を乗じた額とする。 森林境界の測量 22,500円
	2 精度向上加算	性能の高い機器を用いて境界の測量及び基準点等と結合させる測量を行った場合に、森林面積1ヘクタールにつき、5,000円を1に加算する。
	3 リモセン加算	リモセンを活用して境界測量を行った場合に、森林面積1ヘクタールにつき、8,500円を1に加算する。
	4 不在村森林所有者加算	不在村森林所有者が現地立会を行った場合に、現地立会を行った不在村森林所有者の所有森林面積1ヘクタールにつき、6,500円を1に加算する。
	5 森林境界案の作成の地域活動	境界推測図の作成及び地元精通者（第三者）の確認を行った場合に、積算基礎森林面積1ヘクタールにつき、交付単価20,000円を乗じた額とする。
「森林所有者の探索」に要する経費	積算基礎森林面積1ヘクタールにつき、2,500円とする。	
「森林経営計画作成・森林境界の明確化に向けた条件整備」に要する経費	積算基礎森林面積1ヘクタールにつき、20,000円とする。	

様式第1号（第3関係）

森林整備地域活動実施協定の締結（変更）申出書

年 月 日

（申出先）茨木市長

住所

氏名

印

（自署の場合は押印不要）

別紙の森林整備地域活動実施協定を締結（変更）したいので、同意されるよう協議の申出をします。

（添付資料）協定書（案）

実施計画書（様式第2号）

様式第2号（第3関係）

### 森林整備地域活動実施計画書

1. 対象行為の実施者

氏名  
住所  
連絡先

2. 対象行為の実施期間

年 月 日～ 年 月 日

3. 地域活動の実施内容

単位(面積：ha)

森林経営 計画の 作成目標 年度	地域 活動 の 実施 時期	森林経営計画を 作成しようとする 森林		森林経営 計画策定 予定森林 面積	積算基礎森林面積の見込み								備考	
		森林の 所在	面積		森林経営計画作成促進			森林境界の明確化		森林 所有者 の 探索	森林経営計画作成・ 森林境界の明確化に 向けた条件整備			
					経営 委託	共同 計画等	間伐 促進	森林境界 の測量	森林境界 案の作成		森林経営 計画作成	森林境界 の明確化		
	計													

※「地域活動の実施時期」は、地域活動を実施しようとする期間を記載する。  
 ※補助金の資金計画を立てる目安として、各積算基礎森林面積の見込みを記載する。

4. 「森林経営計画作成促進」、「森林境界の明確化」、「森林所有者の探索」、「森林経営計画作成・森林境界の明確化に向けた条件整備」を実施する区域及び森林経営計画の策定を目指す区域を示した図面（別紙で添付）

様式第3号（第3関係）

森林整備地域活動実施協定の締結の同意書

年 月 日

様

茨木市長



年 月 日に申出のあった 地区森林整備地域活動実施協定の締結について、同意します。

様式第4号（第5関係）

年 月 日

（申請先）茨木市長

住所

氏名

㊞

（自署の場合は押印不要）

茨木市森林整備地域活動事業補助金交付申請書

茨木市森林整備地域活動事業補助金の交付を次のとおり申請します。

- 1 補助対象事業
- 2 交付申請額
- 3 添付書類
  - (1) 森林整備地域活動事業実施計画書の写し
  - (2) 収支予算書

様式第5号（第6関係）

茨木市指令 第 号

住所

氏名 様

茨木市森林整備地域活動事業補助金交付決定通知書

年 月 日付け申請の茨木市森林整備地域活動事業補助金は、次の条件を付けて、金 円を交付します。

条 件

年 月 日

茨木市長



様式第6号（第7関係）

年 月 日

（申請先）茨木市長

住所

氏名

㊟

（自署の場合は押印不要）

茨木市森林整備地域活動事業補助金交付変更承認申請書

年 月 日付け茨木市指令 第 号に係る茨木市森林整備地域活動事業補助金について、次のとおり変更したいので申請します。

- 1 補助対象事業
- 2 変更内容
- 3 変更理由
- 4 変更前交付決定額
- 5 変更後交付申請額
- 6 差引増減額
- 7 添付書類

様式第7号（第7関係）

茨木市指令 第 号

住所

氏名 様

茨木市森林整備地域活動事業補助金変更承認通知書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で交付決定した茨木市森林整備地域活動事業補助金は、次の条件を付けて変更承認します。

条 件

1 交付決定額 円  
変更増減額 円  
変更交付決定額 円

2

年 月 日

茨木市長



様式第8号（第8関係）

年 月 日

（報告先）茨木市長

住所

氏名

㊟

（自署の場合は押印不要）

茨木市森林整備地域活動事業補助金実績報告書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で交付決定通知を受けた事業が完了したので、次のとおり報告します。

- 1 補助対象事業
- 2 補助金交付決定額
- 3 補助金精算額
- 4 補助事業の成果
- 5 添付書類

様式第9号（第9関係）

茨木市指令 第 号

住所

氏名 様

茨木市森林整備地域活動事業補助金確定通知書

年 月 日付け申請の茨木市森林整備地域活動事業実績報告書を審査の結果、  
事業補助金を次のとおり確定します。

- |   |          |   |
|---|----------|---|
| 1 | 補助金交付決定額 | 円 |
| 2 | 補助金確定額   | 円 |
| 3 | 補助金差引額   | 円 |

年 月 日

茨木市長



様式第10号（第10関係）

年 月 日

（請求先）茨木市長

住所

氏名

印

茨木市森林整備地域活動事業補助金交付請求書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で確定のあった事業補助金を次の  
とおり請求します。

- 1 補助対象事業
- 2 金額